

質問に対する回答書

業務名：瀬戸市公共施設照明 LED 化賃貸借業務

	資料名及び ページ番号	質問事項	回答
1	実施要項 P1	「実施要領」の1業務概要-（5）契約方式」にある付帯サービスとは何か？	照明設備の賃貸借のみではなく、本プロポーザルの業務全ての内容を指しています。
2	実施要領 P1	「実施要領」の「1業務概要-（4）対象施設」、「仕様書」の「3業務場所」には「本市が所有する公民館、保育園、体育施設、消防施設、公園施設など計189施設」とあるが、「対象施設一覧」には112施設しか記載がないが、残り77施設は提示されないのか？	対象施設一覧グループAのNo.37 瀬戸市公園施設にちびっこ広場や児童遊園等78施設が含まれています。
3	実施要領 P1	賃貸借終了後は無償譲渡のため固定資産税は免除の認識でよろしいですか？	よろしいです。
4	全般	本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定が御座いますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
5	全般	固定資産税は市負担となるか。	固定資産税は免除となります。
6	実施要領 P1 1（5）	賃借期間満了後、設備一式を貴市に無償譲渡するとありますが、本入札金額に固定資産税を含まないという認識でよ	よろしいです。

		ろしいでしょうか。	
7	実施要領 P1 1 (3) イ	グループ A 公園施設において、R8/3/1 までに賃貸借契約開始とあるが、公園施設と公園施設以外で、契約書・賃貸借期間が二つに分かれても良いのか。 また R8/3/1 までに賃貸借契約開始できるよう計画するが、工期の関係でその日づけ (R8/3/1) を超えて賃貸借契約を開始することは可能か	契約書及び賃貸借期間が分かれても問題ありません。ただし、公園施設の賃貸借契約は令和8年3月1日から開始できるように計画してください。
8	実施要領 P1 1 (3) ウ	(3) 業務の概要に「施工計画」とありますが、必須の提出書類が確定しておりましたら、ご開示願います。併せて提出フォームについては「指定・自由」既に確定していましたら、ご教示ください。	任意様式となり、自由フォームで提出してください。
9	実施要領 P1 1 (4)	現地調査の結果、予定数量に増減があった場合、契約変更の協議対象となりますでしょうか？	協議の対象となります。
10	仕様書 P4 8 (7) オ	「非常灯及び誘導灯についても対象とする。」とありますが、これは非常灯及び誘導灯に付随するバッテリー交換を含むという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
11	実施要領 P1 1 (4)	誘導灯、非常用照明も保守の対象となりますが、内臓電池等の消耗材は、対象外との認識でよろしいでしょうか。	内蔵電池等の消耗材は、保守期間については対象となります。
12	実施要領 P1 1 (6)	入札金額は、「月額」又は、「契約期間の総額」のどちらとなりますでしょうか？	契約期間の総額です。
13	実施要領 P1 1 (6)	入札金額は、「税別」又は、「税込」金額のどちらとなりますでしょうか？	様式 11 のとおり、消費税及び地方消費税を含む額を記入してください。
14	実施要領	万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が	本市において長期継続契約を行った事業において、

	P1 1 (6)	変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、貴市にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか？	予算の削減及び減額により契約が変更または解除となった事例はありません。万一そのようなこととなった場合は別途協議を行います。
15	実施要領 P1 1 (6)	本契約は長期継続契約とのことですが、過去に歳入歳出予算の削減・減額などにより、賃貸借契約が変更・解除となった事例はありますでしょうか？	過去に同様の案件での瀬戸市の責による解約事例はありません。
16	全般	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか？	過去に同様の案件での瀬戸市の責による解約事例はありません。
17	全般	過去に同様の賃貸借契約実施後、予算削減等で契約解除に至った事案はあるか。	過去に同様の案件での瀬戸市の責による解約事例はありません。
18	実施要領 P2 1 (6)	長期継続契約において、翌年度以降の予算が減額または削除された場合、契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能でしょうか。また、損害補填措置が可能な場合において、その旨を契約書の条文に明記することは可能でしょうか。	契約書の内容及び損害補填については別途協議を行います。
19	実施要領 P2 1 (6)	「グループ A については公園施設分の提案上限額は 60,000,000 円(税込、10 年間のリース料)とし、公園施設を除いた施設分の提案上限額は 221,903,000 円(税込、10 年間のリース料)とすること。」とありますが、それぞれの提案上限額は超えないようにし、かつグループ A 全体の提案額が 259,732,000 円(税込)を超えないようにするという認識でよろしいでしょ	お見込みのとおりです。
20	実施要項	「実施要領」の「1 業務概要- (8) 履行期間-イ賃貸借期	実施要領 p8-10(3)イに記載のとおり、賃貸借開始時

	P2 1 (8)	<p>間」では、「令和8年3月1日(日)より順次10年間(120ヶ月)の賃貸借を開始するもの」とあるが、「令和8年3月1日(日)より“完工した施設から”順次」という認識でいいか？</p> <p>また、高騰する電気料金対策、温室効果ガスによる地球温暖化への対応をより強く進めるために、「令和8年3月1日(日)以前より“完工した施設から”順次」賃貸借を開始することはできないのか？</p>	<p>期の考え方については企画提案書の中で示してください。</p> <p>原則、賃貸借期間については令和8年3月1日(日)から開始いたしますが予算の範囲内で協議の上、対応することが可能です。</p>
21	<p>実施要領 P2 1 (8)</p>	<p>(8)の履行期間のこの部分 最低1年間に何施設を工事実施するなど目安・基準はありますでしょうか</p>	<p>ありません。</p>
22	<p>実施要領 P3 4 (1)ア</p>	<p>「実施要領」の「4応募条件-(1)応募要件-ア」には「グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表事業者を1者選定し、その代表事業者が本市との連絡窓口となり」とあるが、「4応募条件-(2)応募者の役割-ア」では賃貸借役割を担う者が代表者として瀬戸市との対応窓口となるように指定している。</p> <p>瀬戸市との窓口となる代表事業者は、上位の説明にある通り、グループ内で1者選定することでよいか？</p>	<p>代表事業者は賃貸借役割を担う1者のみです。</p>
23	<p>実施要領 P3 4 (2)</p>	<p>リース会社による入札参加を検討しております。</p> <p>賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を貴市から当社が受注した</p>	<p>実施要領 p3-4-(2)のとおり、本市との対応窓口は賃貸借役割を担う企業となり、本件は賃貸借契約であるため、本市との契約においては、賃貸借役割のみが受注者となります。その他の役割について異なる</p>

		上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	企業となる場合はグループ等で応募するものとし、事業者間で適正な契約（覚書等）を締結し本市にその写しを提出してください。
24	実施要領 P3 4 (2)	前の質問（質問項目 24）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	契約書（案）特記事項第 1 条 4 のとおり、グループの構成表に記載されていない者に本業務を行わせる場合はあらかじめ本市の承諾を得る必要がありますが、グループ構成表企業の下請負事業者を制限するものではありません。
25	実施要項 P3 4 (2)	「実施要領」の「4 応募条件-（2）応募者の役割-エ施工役割」では、「施工及び施工管理に関する業務を担う。」とあるが、グループ内に施工管理する会社がある場合は施工する会社は不要か？	実施要領 p3-4(2)に記載のとおり、各役割は複数の企業での構成及び役割の兼務も可能です。賃貸借役割とその他の役割が異なる場合はグループ構成表を提出してください。
26	実施要領 P4 4 (3)	受注者が建業法等の資格の関係で対応できない場合、資格を有する第三者へ委託可能か。	契約書（案）特記事項第 1 条 4 のとおり、グループの構成表に記載されていない者に本業務を行わせる場合はあらかじめ本市の承諾を得る必要がありますが、グループ構成表企業の下請負事業者を制限するものではありません。
27	実施要領	照明設備一覧についてどのような項目が記載されているの	部屋名、既設製品仕様、器具台数、ランプ本数、ラ

	P5 6	かお教えてください。	ンプ種別等を記載しています。
28	実施要領 P6 8 (3)	提出する登記簿謄本について写しでも宜しいでしょうか。	よろしいですが、現に効力を有する部分の謄本で、受付日3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
29	実施要領 P6 8 (3)	提案書には社名など提案者を特定できる名称を使用してもよろしいですか？	問題ありません。
30	実施要領 P7 10 (2)	企画提案書の提出部数が10部（正本1部、副本9部）とありますが、企業名は全て実名でよろしいでしょうか。	問題ありません。
31	実施要領 P6 8 (3)	提出する資料、書類で捺印が必要な書類は構成員間の契約書、覚書のみという認識でよろしいですか？	よろしいです。
32	実施要領 P7 10 (2)	企画提案書を補足する資料（本事業の下請けとして業務を請け負っていただくことを証明する書類等）を添付資料として添付することは可能でしょうか。	企画提案書内で指定された様式及び枚数の範囲内で説明してください。
33	実施要領 P9 11 (5)	プレゼンテーションの実施において、説明用スライドとしてパワーポイントと動画を用いることは可能か？また、「追加資料の持込は認めない。」とあるが、管や器具についての理解を深めるためにデモ点灯をすることは可能か？	説明用スライドとしてパワーポイントを用いることは可能ですが、動画等企画提案書以外の追加資料の持込は認めません。 使用機器の説明として、企画提案書に記載してある照明器具の実物を持ち込むことは可能です。
34	実施要領 P9 12 (3)	ア社が分割発注のA、Bグループ及び一括発注に応募し、イ社が分割Aグループのみ応募の2社応募のみだった場合に、審査の結果分割発注のAグループがイ社、Bグループがア社に決まったが、ア社が辞退した場合、ア社の一括発注に決まるのでしょうか。	決まりません。
35	実施要領	業務内容で分割発注A、Bのどちらかに応募が偏り一括発注	蛍光灯等照明器具の生産終了及び高騰する電気料

	P9 12 (3)	より良い提案の場合、御市にとっては、分割発注の方が良いと思います。現状の公募要領では、一括発注に対応できる会社が優遇され過ぎていると感じますが、どのようにお考えでしょうか。	金並びに温室効果ガスによる地球温暖化への対応のため、一部施設のみではなく対象となる施設の照明設備を全てLED化する必要があり、本プロポーザルを実施しております。その中で、幅広い事業者様に参加していただき、よりよい提案の中から選定することができるように通常の一括発注のみならず、分割発注を設けています。
36	実施要領 別紙 受託事業者の 選定方法	A 若しくは B のみの応募者と全体の応募者がいた場合応募がなかった A 若しくは B については全体の応募者が優先交渉権を得るという認識でよろしいでしょうか。	受託事業者の選定方法のとおり、応募のないグループがあった場合、分割発注の審査はせず、一括発注のみの審査となります。
37	実施要領 P11 14 (6)	入札/契約保証金の納付に代え、入札/履行保証保険による取り進めを検討しております。 入札/履行保証保険による代用の場合の詳細要件につきまして、下記、ご回答をお願いいたします。 ①保険金額は、「税込」契約総額の 100 分の 10 以上との認識でよろしいでしょうか。 ②保険期間は、入札日～契約日/契約日～賃貸借満了日との認識でよろしいでしょうか。 ③履行保証保険の証券発行について、申込手続から保険証券差入まで最大 7～8 営業日程度要します。つきましては、契約日や契約書提出日について落札後に協議することは可能でしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②保険期間は契約日から賃貸借満了日となります。 ③契約日については別途協議とさせていただきます。 ④問題ありません。

		④履行保証保険の最長保険期間が 5 年となりますので、5 年以上の保険付保となります場合、保険期間を分割して付保する事となりますが宜しいでしょうか（他自治体で同事例発生の際も了承頂いております）。例：保険期間が 10 年 〇ヶ月となる場合「5 年、5 年、〇ヶ月」と分割して付保し、保険証券の差入は各継続時となります。	
38	実施要領 P11 14 (6)	<p>入札/契約保証金の免除申請要件についてご確認願います。過去の成約実績の提出による免除申請を検討しております。</p> <p>この内容について、以下、ご確認をお願い致します。</p> <p>(1)「同種」要件について：賃貸借契約の実績であれば、今回の案件と異なる物件でも許容頂けますでしょうか？</p> <p>(2)「同規模」要件について：同規模条件につきまして、具体的な基準が御座いましたら、ご教示願います。</p> <p>(3) 貴市以外の官公庁様との契約実績でも差支えないでしょうか？</p> <p>他の都道府県や、省庁、他の市区町村との契約実績でも宜しいでしょうか？</p> <p>(4) 国・公立大学、独立行政法人様との契約でも実績として認めていただけますでしょうか？</p>	<p>(1) 照明設備の LED 化業務に限ります。</p> <p>(2) 金額が同規模であることを要件といたします。</p> <p>(3) 問題ありません。</p> <p>(4) 問題ありません。</p>
39	実施要領 P11 14 (6)	入札保証金・契約保証金は不要の認識でよろしですか？	<p>入札保証金は対象外です。</p> <p>契約保証金については、瀬戸市契約規則第 30 条の規定によります。</p>

40	実施要領 P11 14 (6)	入札保証金は免除の認識でよいか。 契約保証金の免除が判明するタイミング及び通知方法について。	入札保証金は対象外となります。 契約保証金の免除が判明するタイミングは優先交渉権者決定時で、決定後の詳細協議を行う際に通知いたします。
41	全般	入札保証金は免除いただけますでしょうか？	入札保証金は対象外となります。
42	実施要領 P11 14 (7)	受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定しまして、 上記の任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか？	仕様書別表のリスクと責任分担を予想しておりますが、これ以外の事項については別途協議を行います。
43	実施要領 P11 14 (6)	賃貸借期間中、受注者が付保する動産総合保険は、保険金が期間経過で逡減する一般的な動産総合保険でよいか。また保険適用後における不足額分は市負担でよいか。	よろしいです。不足額分の負担者については、仕様書別表のリスクと責任分担のとおりとなります。
44	実施要領 P11 14 (7)	本件、対象物件に動産総合保険を付保しております。 同保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。 万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃借料については別途協議とさせていただきますでしょうか？	仕様書別表の予想されるリスクと責任分担のとおり、別途協議を行います。
45	全般	犯罪収益移転防止法の対象となる契約のため、ご担当者様	法律に基づき対応いたします。

		の本人確認書類確認にご協力頂けますか。	
46	全般	月額のリース料が 10 万円（消費税等込み）となる場合、犯罪収益移転防止法に則り、指定様式に基づく取引ご担当者本人確認の実施および、確認書式を指定期間保存しなければならないが、ご協力いただけるか。	法律に基づき対応いたします。
47	全般	技術者配置につきましては、建業法に記載の金額に基づき配置する認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
48	全般	本件該当建物、新耐震基準、または耐震工事実施済かどうか。	一部集会所において、耐震性が確保されていない建物があります。
49	全般	消費税が変更された場合、変更に合わせて消費税をお支払いいただけるのか。	そのとおりです。
50	全般	市都合により、物件の入替が行われる場合、事前に協議対応いただけるか。	事前に協議させていただきます。
51	全般	落札後の調査の結果、仕様書や質疑回答からは予見することが不可能な事象が発覚した場合、落札後に辞退することは可能でしょうか？またそのような場合、落札後に辞退した場合はペナルティが発生しますでしょうか？	優先交渉権者決定後、何らかの問題で契約締結に至らなかった場合のペナルティは想定しておりませんが、事由によります。
52	全般	PCB が含まれる安定器がある場合指示された場所に保管し、処分は瀬戸市様の費用負担の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	全般	既存灯具は第三者の所有物ではなく、貴市所有の設備との認識で宜しいでしょうか？	よろしいです。
54	対象施設一覧	削減電気料金、CO2 排出削減量を算出するために各施設の	対象施設一覧に記載の年間照明使用時間で算出を

		一日あたりの照明点灯時間、年間施設利用日数をお教えください。	してください。
55	仕様書 P2 8 (2) イ	施設毎に使用機器提案書、施工・産廃計画書及び検査計画書を作成し～とありますが、1 施設に数灯しかない施設もありますが、すべて分けて作成する認識でよろしいでしょうか。	全ての施設毎に分けて作成する必要はありませんが、その施設にはどの機器が使用され、どのように施工・産廃及び検査を行うかがわかるように作成してください。
56	仕様書 P2 8 (2) イ	8の(2)-イの部分 調査結果写真のデータベース化について、写真撮影は全数が対象でしょうか。 データベースの基本フォームがあると認識して宜しいでしょうか。	写真撮影の対象及びデータベースの内容については、別途協議を行います。
57	仕様書 P2 8 (3) ウ	劣化の判断基準はどのように行えば宜しいですか？また、交換費用については提案金額とは別に費用を別途協議とさせていただきますてもよろしいでしょうか。	維持管理期間中に破損等が起こらず、安全に使用できることを判断基準としてください。交換費用については受注者の負担となりますが、数量が過大の場合は別途協議を行います。
58	仕様書 P2 8 (3) ウ	老朽化したソケット支持金具、電線の交換を実施し、～とありますが、LED 管球交換を行うところは、既設安定器も必ず撤去するとの認識でよろしいでしょうか。	バイパス作業は必要ですが、安全に使用することができれば、既設安定器を必ずしも撤去する必要はありません。
59	仕様書 P2 8 (3) カ	過去アスベスト調査を行った施設について、調査資料がございますので、調査済み施設については開示頂けますようお願いいたします。	平成 17 年に吹付アスベスト使用の可能性のある施設を対象とし、別紙 1 のとおり調査を実施し、撤去工事を行っています。また、吹付アスベスト以外の調査は行っておりません。
60	仕様書	「器具交換に伴いアスベスト調査が必要と判断された場合	別途協議を行います。

	P2 8 (3) カ	は、受注者の負担により調査を実施すること。」とありますが、アスベストを含む個所への追加施工費、廃材の処分についての費用は別途協議可能ですか。	
61	仕様書 P2 8 (3) カ	8の(3)-カの部分 アスベストの調査費用は受注負担で認識しました。含有ありの場合の除去費用は別途で見積には含まず、発生時に除去方法含めて協議と理解しました。ご意向と異なる場合は、ご回答ください。	お見込みのとおりです。
62	仕様書 P3 8 (3) キ	「作業足場は受注者の負担とし、法令等に基づき適切な設置管理を行うこと。」とありますが、高所作業が発生する施設は申請後交付される照明設備一覧に記載があるという認識でよろしいでしょうか。	高所作業が想定される施設については別紙2及び照明設備一覧、交付図面データを参考にしてください。
63	仕様書 P3 8 (3) キ	落札後の調査により、仕様書では読み取ることが出来ない仮設足場や高所作業による施工が必要な箇所が判明した場合、金額変更等の協議の対象としていただけますか？	高所作業が想定される施設については別紙2及び照明設備一覧、交付図面データを参考にしてください。交付資料では明らかに読み取ることができない施工箇所が判明した場合、金額変更等の協議は別途行います。
64	仕様書 P2 8 (3)	(3) A 区分 器具入替の際、既設器具ビズ止め設置の場合、新設照明器も同仕様の設置方法で問題ないか？	施設の用途及び使用状況により判断するため協議によります。
65	仕様書 P2 8 (3)	(3) 器具更新時、既設電源線またはブレーカーの絶縁不良を発見した際、復旧の伴う費用は両社協議の上決定で問題ないか？	問題ありません。

66	仕様書 P3 8(3)ケ	8(3)ケ.「停電等、運営上・・・停止する場合」とございますが、現時点でそのような状況になりうる事が想定される場合は可能な限りご教授願います。	対象施設のほとんどは利用者があるため、事前に発注者及び施設所管部局との調整が必要となります。
67	仕様書 P3 8(5)	(3)業務の概要に「電気使用変更の申請」とありますが、低圧契約をしている施設が対象でしょうか。高圧契約の場合、30分デマンド値から最大電力を基準に契約電力が確定する為、LED交換では、使用量は下がりますが、最大電力へ効果を無いものと認識しています。	低圧契約、高圧契約に関わらず、料金が下がる可能性がある場合は、現小売電気事業者に契約電力の変更申請を実施してください。
68	仕様書 P3 8(5)	負荷設備容量により契約電力・契約容量が算定されており、電力料金の基本料金部分が変わる可能性がある場合は、現小売電気事業者に契約電力の変更申請を実施する認識でよろしかったでしょうか。	よろしいです。
69	仕様書 P3 8(5)	電力使用変更の申請に伴う契約情報は貴市から開示いただけるということでしょうか。	よろしいです。
70	仕様書 P3 8(6)ア	施設によって完工日が令和8年2月28日以降になっても良いという認識でよろしいでしょうか？	仕様書に記載のとおり、全ての対象施設の賃貸借を令和10年3月1日までに開始できるように計画してください。ただし、要領 p8(3)イのとおり、グループAの公園施設については令和8年3月1日から賃貸借契約が開始できるように計画してください。
71	仕様書	万一の場合の想定となりますが、天災地変（地震・津波・	別途協議を行います。

	P3 8 (6) イ (オ)	噴火等)、騒乱・テロ行為等不可抗力により、物件が滅失または毀損した際に、貴市や第三者に損害の発生の場合、受注者に帰責がない場合は、受注者は同損害について責任を免責されるとの認識にて宜しいでしょうか。	
72	仕様書 P3 8 (6) イ	8の(6)-イ-(カ)部分 消防検査費とは、誘導灯のバッテリー切れ等の確認作業(正常動作)の費用を計上する事と認識して宜しいでしょうか？	確認作業や誘導灯を交換した際の消防署への届け出及び立ち合い費用等を想定しています。
73	仕様書 P3 8 (6) イ	「仕様書」の「8 業務内容」には「(6) LED 照明設備及び設置に必要な付属品一式の賃貸借業務-イ-(カ) 消防検査費」とあるが、誘導灯を交換した際の消防署への届け出、立ち合い費用ということではよろしいか？	確認作業や誘導灯を交換した際の消防署への届け出及び立ち合い費用等を想定しています。
74	仕様書 P3 8 (7)	誘導灯の交換がありますが、法定点検業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	誘導灯の法定点検業務については対象外となります。
75	仕様書 P3 8 (7) オ	本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれるかと存じますが、誘導灯等につきましての賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか？	誘導灯の法定点検業務については対象外となります。
76	仕様書 P3 8 (7)	LED 照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えております。LED 照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保守等の費用負担は貴市との認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。

77	仕様書 P3 8 (7) イ	施設所管部局及び施設利用者等からの不点灯等の通報は、受注者が受けるものとし、～とありますが、施設利用者等から直接連絡を受けるために照明設備シールに受注者の電話番号を入れる認識でよろしかったでしょうか。	どのような方法で受注者が通報を受けることができるか、企画提案書の中でご提案ください。
78	仕様書 P3 8 (7) ウ	メーカー保証や動産総合保険が適用できない故障が発生した場合、その費用（器具費用や交換作業費用）については貴市に都度請求することは可能でしょうか。	仕様書別表予想されるリスクと責任分担のとおり、本市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷については本市の負担となりますが、事業者の故意・過失による本設備の損傷や本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任は事業者の負担となります。これ以外については別途協議を行います。
79	仕様書 P3 8 (7)	賃貸借期間中に原因不明の不具合等が発生し、調査を行った場合、調査に係る費用は貴市負担という認識でよろしいでしょうか。	不具合の調査に係る費用は事業者負担を想定しております。
80	仕様書 P3 8 (7)	保守体制表につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制も可能でしょうか？	可能です。どのように維持管理及び保守を行うか、企画提案書内で提案してください。
81	仕様書 P4 8 (7) キ	8 (7) キ. について仕様確認後に照度変更が発生して入替がある場合は、別途協議と考慮で良いですか。	別途協議を行います。
82	仕様書 P4 8 (7) ク	8 (7) ク. 発注者自ら更新したものに対し、受注者が管理をするものとあるが、機器について不良が発生した場合、費用負担及び機器費用については協議の上と考えて良いです	別途協議を行います。

		か。	
83	仕様書 P4 8 (7) ク	既設機器の移設のケースだけでなく、既設 A メーカーから B メーカーの物件に変える（また増設含む）可能性があるのか。その場合、入替後の物件の保証対応費用は発注者の負担とする認識で良いか。	現段階で想定はしておりませんが、不測の事態が起きた場合には異なるメーカーに移設する場合があります。対応費用の負担については事由により異なり、別途協議を行います。
84	仕様書 P4 8 (9)	「受注者は賃貸借期間開始日を待たずに、施工した照明設備の仮使用を認めること。」とありますが、仮使用中の保険が適用されない期間について受注者に非がない不具合については貴市の負担にて修理する認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
85	仕様書 P4 8 (9)	リース料の支払いについて、賃貸借契約の締結は、8 (2) の着手時とするが、履行期間は LED 照明設備設置・引渡日に開始し、この日以降賃借料の支払いが発生するとありますが、当月分当月支払の条件は可能でしょうか。 例：令和 8 年 3 月 1 日リース開始、請求書を令和 8 年 2 月 28 日までに発行し、令和 8 年 3 月 31 日までにお支払い。	契約書約款第 15 条のとおり、請求書を受理した日から 30 日以内に賃貸借料はお支払いいたします。実施要領 p8-10 (3) イのとおり、賃貸借期間開始時期の考え方については、企画提案書内でお示ください。
86	契約書(案)賃貸借契約約款 第 15 条	賃貸借料の支払いサイクルについて指定あるか。	契約書約款第 15 条のとおり、請求書を受理した日から 30 日以内に賃貸借料はお支払いいたします。実施要領 p8-10 (3) イのとおり、賃貸借期間開始時期の考え方については、企画提案書内でお示ください。
87	仕様書	8 の (7) -エの部分	よろしいです。

	P4 8 (7) エ	48時間以内に補修又は完了とありますが、一次対応（訪問）で48時間以内に訪問対応するアクションでも宜しいのでしょうか。交換となった場合は製品により納期調整が必要な懸念あり。発注者様へ承諾をえる為、状況報告と対応策の説明は対応致します。	
88	仕様書 P5 9 (1) サ	9の(1)-サの部分 既存操作盤で操作可能とは、各施設共に、調光制御やスケジュール管理をする制御システムが導入されている。とのことでしょうか。	施設により異なりますが、調光制御スケジュールを管理する制御システムが導入されている施設は一部施設のみとなります。
89	仕様書 P5 9 (2) カ	所管の消防署へ必要な届け出を行うこととございますが、申請にあたり、防火対象物点検結果報告書、誘導灯配線図、配線系統図等の資料はご提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	保有している資料については提供します。
90	仕様書 P6	公園照明について遮光版、アダプタが必要な場合の費用は調査後協議の認識でよろしいでしょうか。若しくは数量を示して頂けますか。	写真を提供した照明灯については、予め考慮してください。写真を提供していない照明灯で必要となった場合については、別途協議とさせていただきます。
91	仕様書 P6 10 (2) ウ	10の(2)-ウの部分既設ポールは塗装上塗り等はあるのでしょうか？	想定していません。
92	仕様書 P6 10 (2) ウ	10の(2)-ウの部分 既設ポールが著しく損傷していた場合には、交換等協議の	よろしいです。

		上費用決定でよろしいでしょうか？	
93	仕様書別表	動産総合保険において、重過失や地震、噴火、津波などの自然災害については対象外であり、動産総合保険対象外の事由による損害の修理費用等は市負担になることよろしいか。	仕様書別表の予想されるリスクと責任分担のとおり、天災による工事変更・中止・延期についての負担は別途協議とさせていただきます。
94	全般	賃貸借期間中に施設の統廃合や建物を取壊す等で物件が不要となり、契約が変更もしくは解除となる場合、貴市が残賃貸借料を負担されるという認識でよろしいでしょうか。また、受注者の責に起因せず、やむを得ず物件移設となった場合、費用は貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
95	仕様書別表	契約期間中に施設の統廃合や建物を取り壊すことになった場合、当該物件の契約当初から変更したことに關するすべての対応責任、残金の精算、また物件移設費用の負担は、市負担で良いか。	市負担となります。
96	仕様書別表 計画・設計段階 不可抗力	物件に付保致します保険は、一般的な動産総合保険（時価ベース）への加入でよろしいでしょうか？ 同保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。 保険適用外の事由による損害は、貴市にてご負担をいただけますでしょうか？	よろしいです。 仕様書別表の予想されるリスクと責任分担のとおり、不可抗力による計画変更や中止及び延期についての対応は別途協議を行います。
97	仕様書別表	作業員の駐車場、資材・廃材置き場、お手洗い等、施工場	資材置場等については事業者様と施設管理者との

	工事段階 用地の確保 資材置場の確保	所の施設をお借りすることはできますか。	協議となりますが、可能な限り協力します。ただし、施設により必ずしも用意できるわけではありません。
98	契約書(案)賃貸借契約約款	受注者の責によらない理由で、契約解除となった場合、解約時点の残金の精算は市負担で一括精算で良いか。	残金の清算方法については別途協議を行います。
99	契約書(案)賃貸借契約約款第2条	契約書約款第2条に、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を賃借人に提出することとあります。 本事業においては個人情報の取り扱いは想定しづらいものと考えますが、書面の提出は必要でしょうか？必要な場合内容について教えてください。	本業務については対象外となり不要です。
100	契約書(案)賃貸借契約約款第4条	どちらの責によらない事項についての損害が発生した場合、受注者が負担とあるが、協議いただくことは可能か。	事由により別途協議を行います。
101	仕様書 別表全般	受注者に帰責がない事由による契約解除・終了となります場合、当該契約終了時点を起点と致しまして、 ①（当初予定の賃貸借期間通期の）残賃貸借期間相当の賃貸借料と、 ②物件の返却にかかる撤去費用を含めまして、 貴市に費用ご負担をいただけますでしょうか？	リスクと責任分担のとおり、本市に帰責がある事由の場合、残賃貸借期間相当の賃貸借料は本市負担となります。賃貸借期間終了後は本市に無償譲渡となりますが、契約解除による物件返却の撤去については、事由により別途協議を行います。
102	契約書(案)賃貸借契約約款第25条	万一、メーカー側の生産状況等により納期が間に合わない場合には、別途協議を頂くことは可能でしょうか。その際のペナルティーはありますか。	契約書（案）特記事項（違約金）のとおりですが、事由により別途協議を行います。

103	契約書(案)特 記事項 第11条	コロナウイルス等の受注者の責によらない事案は発生し、 物件納入遅延となった場合、賃貸借開始時期の変更が可能 か。またその場合の遅延損害金は受注者は課されないとい う認識で良いか	契約書(案)特記事項(違約金)のとおりですが、 事由により別途協議を行います。
104	実施要領 P2 1 (8) イ	近年では新型コロナウイルスの様な世界情勢に影響を及ぼ す不測の事態が発生し、半導体等の機器部材不足等による 機器納期遅延や物流遅延等により設置納期遅延となる可能 性があります。このような状況により設置納期遅延の恐れ が発生した場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や 違約金請求等なく、賃貸借開始時期変更等の協議に応じて 頂けますでしょうか。	契約書(案)特記事項(違約金)のとおりですが、 事由により別途協議を行います。
105	契約書(案)賃 貸借契約約款 第25条第4項	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予 定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責 によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅 延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日 を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更 せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただ けますでしょうか？(社会・経済情勢の悪化など受注者の 責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指 名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入 札参加が困難です)	契約書(案)特記事項(違約金)のとおりですが、 事由により別途協議を行います。
106	契約書(案)賃 貸借契約約款	契約書約款第29条に、賃貸人は任意に保険を付している ときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに賃借人に	実施要領及び仕様書に定めている保険について実 施要領p8のとおり示してください。

	第 29 条	提示しなければならないとありますが、「維持管理期間の故障等リスクを補償する保険」として一般的な動産総合保険の付保のみを予定しておりますので、証券等の提示は不要でよろしいでしょうか？	
107	賃貸契約書 (案) 全般	落札後、貴市所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただくことは可能でしょうか？	原則本契約書（案）を予定しておりますが、事由により別途協議を行います。
108	別紙特記事項 第 1 条 2 項	別紙特記事項第 1 条 2 項に、賃貸人はそのグループ等の構成員が担当する業務を含め、業務全てについて履行の義務を負うとあります。 賃貸借役割を担う代表者が、有資格者しか出来ない業務等、法的に許容されない業務について自らが履行ができない場合は、履行に伴い発生した損害賠償義務を負うとの認識でよろしいでしょうか？ もしくは代表者以外のグループ構成員が万が一業務を履行できない場合、発注者が承認したあらたな別の第三者へ業務を委託し履行させることで義務を負担させていただいてもよろしいでしょうか？	業務全てにおいて損害賠償義務を負うとの認識でよろしいです。グループの構成表に記載されていない者に本業務を行わせる場合はあらかじめ本市の承諾を得る必要があります。